

2022年（令和4年）11月7日

「次世代の分散型電力システムに関する検討会」開催に際して

エナジープールジャパン(株)

代表取締役社長兼 CEO

市村 健

1. 前提

電気が「需要に対する価格弾力性の低い財」であるという定義に異論を挟む余地はないであろう。故に、エネルギー基本計画の根拠法である「エネルギー政策基本法」では、2条から4条で「3E+S」の最適解を希求し、5条から8条で、国・地方自治体・事業者・国民の責務または努力を明示する。「次世代分散型電力システム」とは、多様な関係者間でのやり取りが想定されるシステムであり、全ての関係者がより当事者意識を持って進めるべきものである。また、新たなシステムの中核となる DER・DSR についても、第6次エネルギー基本計画にて位置づけが強化されたことを受け、その効率的な活用に向けて、一丸となって取り組まなければならないと考える。そのため、こうした前提に基づき、本検討会で関係者と忌憚のない議論ができることを歓迎したい。

2. BG と TSO の役割分担

電力の安定供給は、BG による計画値同時同量と、Gate Close を挟んでの TSO による実同時同量の共同作業だ。TSO は、需給調整市場等を活用して調整力を調達し、その費用はレベニューキャップの「事後検証費用」等を経て、最終的には託送料金に反映されることが多く、このプロセスは合理的と言える。一方で、DSR・DER を効率活用する場合、責任分界点が広範に亘るため、それを TSO が対処することは取引コスト等を鑑みると合理的ではない。従って、DSR・DER を効率活用する主体は BG であり、それは電源とのメリットオーダー上での比較考量になろう。加えて、再エネ主力電源化をふまえ、再エネ電源を最大限活用しつつインバランスを最小化することが BG の責任でもある。これこそ「経済 DR」の本質であり、故に欧州では BG を BRP (Balancing Responsible Party) と称し、「責任ある」という文言を付し、本質を確認していると考えられる。

3. 「経済 DR」の活用拡大に向けて

今回の「改正省エネ法」は時代の趨勢に即した有意義な措置だ。今回の法改正が、「経済 DR」の利用拡大に寄与する可能性を2つ例示する。

① 電力の「需給状況が厳しい時間帯」の定義

今回の見直しでは「電力の需給状況が厳しい時間帯」とは「広域予備率5%未満」とする方向で動いている。アグリゲーターとして、経済 DR の範囲が広がる措置として歓迎するが、同時に、系統全体の需給逼迫時に原則発動するであろう電源イチダッシュ（発動指令電源）の発動トリガーと連動すべきだ。需給逼迫時に対応可能な時間軸は、起動並列に時間のかかる火力と、即応性のある DR を同列に議論すべきではない。つまり、火力等の起動並列を広く呼び掛ける判断基準と、DR 等の即応性のある供給力を確保する判断基準は別次元でありたい。今回の法改正がきっかけとなり、関係者間の議論が進み、結果として経済 DR の発動裕度が高まり、社会コスト低減につながることを期待したい。

② 新たな DR の評価軸

DR への更なる啓蒙の観点から、事業者に「DR の実施回数」の報告（義務）を求める方向だ。この DR 実施回数には、事業者が、需給逼迫時の下げ DR や再エネ（太陽光発電）余剰時の上げ DR をアグリゲーター経由で行ったり、事業者が自主的に担う対応についても、事業者の判断で DR 実施回数にカウントして報告することが認められる。つまり、経済 DR の更なる活用の大きなインセンティブになる。